

議案第 71 号

日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 5 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

令和5年10月16日から20日にかけて松江税務署による税務調査が本町において実施され、本町が報酬などを支払う際に源泉徴収すべき所得税の引き去り額に、不足や不納付が発生していることが判明いたしました。

これを受け、令和5年11月10日の議会臨時会において、不納付となっている源泉所得税、不納付加算税及び延滞税を一般会計から支出する予算を可決いただきました。

関係者の皆様をはじめ、町民及び議員の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

今回の不適切な事務執行については、税に関する認識誤り、認識不足及び確認不備が招いた結果と心得ます。再発防止を徹底するにあたり、職員全員が危機感を持ち、組織全体でミスを防止する体制・意識を整えてまいります。

本日、町長、副町長及び教育長の給料月額を1か月間ではありますが減額することを提案させていただき、是非、この事案を職員全体の危機意識の高揚と、当たり前ではありますが、法令を遵守し適正な事務執行を誓う契機としたいと存じます。

2 条例の内容

(1) 給料減額の期間 令和6年1月1日から同年1月31日までの間

(2) 減額する額

- ① 町長 給料月額の100分の10に相当する額
- ② 副町長 給料月額の100分の10に相当する額
- ③ 教育長 給料月額の100分の10に相当する額

3 施行期日 令和6年1月1日

日野町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年日野町条例第2号。以下「特別職給与条例」という。）に規定する町長、副町長及び教育長の給与の特例を定めるものとする。

(町長、副町長及び教育長の給料月額の減額)

第2条 町長、副町長及び教育長の給料月額は、令和6年1月1日から同年1月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条別表1に規定する給料月額から当該月額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。